



令和2年度国民健康保険料のしくみ 国保が守るみんなの健康

国民健康保険(国保)は、職場の健康保険や共済組合などに加入していない人が病気やけがをしたときに安心して医療を受けられるための制度で、加入者の保険料と国・府・市の負担金などの公費(税金)によって医療費がまかなわれています。市では、令和2年4月1日現在で、11,065世帯、17,214人が国保に加入しています。今回は、国民健康保険制度の保険料のしくみについてお知らせします。

保険料の負担

国保に加入しているみなさんに納めていただく保険料は医療分・支援分・介護分に分かれています。「医療分」は加入者の医療にかかる分、「支援分」は後期高齢者医療を支える分です。また、「介護分」は40〜64歳までの国保加入者に係る介護保険(第2号被保険者)の分です。それぞれの負担の考え方は、医療分の保険

料は京都府全体の医療費の見込みの内、城陽市の被保険者が負担する金額から、府・市の負担金などを差し引いた残りを加入者が負担し合うものです。また支援分は後期高齢者の医療にかかる医療費について、介護分は介護保険にかかる納付金についてそれぞれ負担し合うものです。

保険料の料率

6月15日付けで世帯主あてに通知します。保険料として納めていただくのは、医療分と支援分、介護分それぞれの所得割額・均等割額・平等割額を合計した額です。令和2年度保険料の単価や率は、表(1)をご覧ください。「所得割」は加入者の前年の所得金額に応じて負担していただくもの、「均等割」は世帯の加入者の人数に応じて負担していただくもの、「平等割」は加入世帯に均一に負担していただくものです。

保険料の限度額

このように、保険料は世帯の所得や加入者の人数により異なるものですが、保険料が高い人も低い人も、受けられる医療などの内容はみなさん同じです。そのため、保険料には負担の限度額が設けられています。医療分、支援分、介護分それぞれの賦課限

保険料の計算方法

保険料は、加入者全員の前年の所得金額や加入者数をもとに計算します。「令和2年度国民健康保険料納入決定・更正通知書」が届きましたら、その内容について表(1)・表(2)・表(3)を参考に、ご自身で計算してみてください。

保険料の変更

年度の途中で世帯や加入者などに変更があったときは、保険料を月単位で計算し、届出の翌月以降に「国民健康保険料納入決定・更正通知書」(変更の通知)を送付します。保険料は、加入の届出をした日からではなく国保の資格を取得した月から、資格を失った月の前月までの計算となります。

保険料の軽減

所得が一定額よりも少ない世帯に対して、保険料の7割・5割・2割分を軽減する制度があります。保険料のうち均等割額と平等割額を軽減するもので、医療分・支援分・介護分それぞれに適用されます。すべて所得の申告書などにより行います。必ず確定申告など所得の申告をお願いします。判定基準は

保険料の過年度新規分

前年度・前々年度にさかのぼって国保の資格を取得した場合や、前々年分などの所得が変更された場合には、その年度の保険料が「令和2年度過年度新規分」として賦課されることとなります。通知書は、過年度新規分と令和2年度分の2通または3通送付される場合があります。

表(2) 保険料の軽減判定基準

軽減割合	世帯の所得
7割軽減	{33万円} 以下
5割軽減	{33万円+28.5万円×加入者数} 以下
2割軽減	{33万円+52万円×加入者数} 以下

表(3) 保険料の計算方法

保険料=医療分+支援分+介護分

$$\begin{matrix} \text{医療分} \\ \text{支援分} \\ \text{介護分} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{所得割額} \\ \text{加入者全員の} \\ \text{賦課総所得金額} \end{matrix} \times \text{所得割率} + \begin{matrix} \text{均等割額} \\ \text{加入者数} \times \text{均等割額} \end{matrix} + \text{平等割額}$$

※賦課総所得金額=総所得金額-基礎控除金額(330,000円)

※介護分は、40歳から64歳までの国保加入者にかかります

※それぞれの計算の後、100円未満は切り捨てます

(例)世帯主41歳、妻38歳、子14歳の場合(妻・子の所得はないものとします)

加入者の総所得金額	軽減割合	医療分	支援分	介護分	保険料(合計)
33万円	7割	26,300円	9,500円	4,100円	39,900円
118万円	5割	109,900円	39,900円	29,700円	179,500円
189万円	2割	191,500円	69,600円	53,000円	314,100円
300万円	-	295,300円	107,400円	85,600円	488,300円
600万円	-	528,400円	190,000円	166,300円	884,700円

国保料の納付は口座振替で

口座振替(自動払い込み)を新規申込・変更する場合は、『口座振替依頼書』を、新たに利用する市の取扱金融機関などの窓口へ提出してください(廃止の場合は、現在利用している金融機関などの窓口で手続きをお願いします)。

また、市役所窓口にて「Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービス」を実施しています。金融機関のキャッシュカードを使い、口座届出印なしで口座振替の申込ができるサービスです。手続きの際には、金融機関のキャッシュカードと、本人確認書類をご持参ください。

▶ペイジーが利用できる金融機関

京都銀行、南都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、ゆうちょ銀行・郵便局、京都やましろ農業協同組合

保険料の特別徴収

令和2年度の保険料の特別徴収(年金からの天引き)が、令和2年4月支給分の年金から始まっています。

4月支給分、6月支給分の年金から特別徴収される人には「国民健康保険料特別徴収仮徴収額通知書」を送付しています。

特別徴収の対象は、国保加入者全員が65歳以上の世帯

○年金支給額が年額18万円以上の世帯

○介護保険料と国民健康保険料の合計金額が基礎年金支給額の2分の1を超えない世帯

この3つの条件をすべて満たす世帯主(国保加入者)です。

保険料の特別徴収からの変更

特別徴収により保険料を納めていた

いる人は、金融機関への届出後、国保医療課への届出により、保険料の支払方法を口座振替に変更することができます。

①金融機関への届出
・通帳、通帳届出印
・被保険者証または令和2年度国民健康保険料納入決定・更正通知書

②国保医療課への届出
・被保険者証
・はんこ
・口座振替依頼書控
が必要で、7月末までに届け出た場合、10月支給分の年金からの天引きを中止できます。

※納付書払いに変更することはできません

※①の届出はペイジー口座振替受付サービス(表面参照)でも行うことができます

保険料を滞納すると

保険料を滞納すると、有効期限が通常より短い「短期被保険者証」の交付になります。保険料の未納によりこの証の有効期限が切れて

特定健診及び各種がん検診実施の延期について

特定健診及び各種がん検診については、例年6月1日から10月31日までの期間で実施していますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を抑制するため、実施を延期し、7月1日からの実施に向けて準備中です。準備が整い次第、ホームページ・広報しようでお知らせします。対象者には個別に通知します。



じょうりんちゃん

スマートフォンアプリによる納付

令和2年3月から、PayPay、LINE Pay

で国民健康保険料が納付できるようになりました。アプリをダウンロードしたスマートフォンで納付書のバーコードを読み取って支払いができます(事前にチャージが必要)。

※領収証書への押印はできません。保険料を納付書で納付されている場合にご利用いただけます。

保険料の減免

保険料の納付が困難

で次のような状況の人は、保険料を減免できる場合があります。必ず納期限内(令和2年度第1期分は6月30日まで)に、国保医療課にご相談ください。

○新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯

○新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入について、以下の(1)~(3)の全てに該当する世帯
(1)事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入のいずれかが、前年に比べて10分の3

以上減少する見込である(2)前年の合計所得金額が1000万円以下である(3)収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下である

○災害などにより居住用の固定資産が被害を受けた人

○所得が皆無となったため、生活が著しく困難な人

○雇用保険法に規定する失業給付等受給資格者で、今年の所得が前年所得に比べ減少している人

○給付制限を受けている人(例・拘留所などに拘禁されている人)

※詳細は市HPをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を抑制するため、新型コロナウイルス感染症に感染している(感染疑い含む)国保被保険者または後期高齢者医療被保険者で、療養のため勤め先を休み給与収入が減少している場合、傷病手当金を支給できる場合があります。詳しくは国保医療課にお



尋ねてください。

70~74歳の人の医療

70~74歳の人の窓口負担は、2割(現役並み所得者は3割)です。※現役並み所得者とは、原則、住民税課税所得が145万円以上の70~74歳の人、またはその人と同一の世帯に属する70~74歳の人です。

高齢受給者証を忘れずに!

70歳の誕生日の翌月(1日)が誕生日の人はその月)から使える高齢受給者証を交付しています。医療機関にかかるときは被保険者証と一緒に忘れずに提示しましょう。

訪問健康相談を実施します

特定健診や人間ドックの受診結果から支援等が必要な方に対して国保医療課の看護師に

健康マイレージ事業実施

国保では、楽しく健康づくりをしてもらうために、スマートフォンのウォーキングアプリ「arukus」(あるくと)を利用した事業を実施します。

アプリの中で城陽市国保の団体登録を行うことにより、城陽市独自の特典が抽選でもらえます。詳しくは、6月15日付けで送付します国保料の通知に案内チラシを同封していますのでご確認ください。

ジェネリック医薬品を使いましょう

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、効き目や安全性が実証されているお薬(先発医薬品)と主成分が同一であることなどが審査され、国から製造・販売が承認された安価な薬です。ジェネリック医薬品に切り替えることで、窓口負担が軽減できます。市では国保加入者でジェネリック医薬品に切り替えた場合、薬の負担額を低減できる可能性のある人に差額通知を送付しています。

※薬代が下がっても、処方せん料などの有無により、支払金額が差額通知どおりに下がらない場合があります。※切り替えについては、かかりつけの医師・薬剤師にご相談ください



還付金詐欺にご注意ください!

市や日本年金機構などの職員を名乗り、「医療費の還付金がまだ返金されていない」と言葉巧みに誘い出し、ATMから振り込みをさせる被害が発生しています。

市では保険料や医療費などの還付の通知は全て文書で行い、申請いただいた振込先に振り込みますので、電話で返金をお知らせすることはありません。また、ATMから返金することは絶対にありません。

不審な電話がかかってきたら、次の点を心がけてください。

- ①あわてない、動揺しない
②必ず本人や関係行政機関に連絡する
③振り込む前に家族に相談する
④ATMに行くように言われたら詐欺かと疑う

※不審な電話がかかってきたら、関係機関にお問い合わせください
問消費生活センター ☎(56)4052
城陽警察署 ☎(53)0110

人間ドック・脳ドック受診補助の申込結果について

4月8日~17日に募集した今年度の人間ドック・脳ドック受診補助の申込結果は下表のとおりです。定員を超える多数の申込がありましたので、国民健康保険運営協議会委員による抽選で決定しました(申込者全員に結果通知を送付しています)。

抽選の際の優先順位は次のとおりです。

- ①平成31年度落選した人
②平成31年度申し込みをしていない人
③平成31年度当選したが、キャンセルした人
④平成31年度当選し、受診した人

※今年度75歳になる人は、高齢者(75歳以上)の人間ドック・脳ドックにおける申し込みは初めてとなりますので、②に該当します。

なお、人間ドックのみのコース、人間ドック・脳ドックの併用コースを受診される人は、特定健診および75歳以上の人を対象とした健康診査を受けることができませんのでご注意ください。

令和2年度 人間ドック・脳ドック申込結果

Table with 5 columns: 健診種別, 国保加入者のドック (申込者数, 定員), 高齢者(75歳以上)のドック (申込者数, 定員). Rows include 人間ドック, 脳ドック, 併用コース, and 合計.